当薬局の施設基準届出状況について

当薬局では以下の届出状況欄に●の記載がある項目について届出を行っております

2026年7月

届出状況	項目	点数	内容
●	調剤基本料1	47点	基本料2，3及び特別調剤基本料のいずれにも該当しない又は、医療資源の少ない地域に所在する保険薬局
	調剤基本料2	30点	①月4000回超かつ 上位3つの保険医療期間の集中率の合計70%越え ②月1800回超かつ 特定の保険医療機関の集中率85%超 ③特定の保険医療機関からの 処方箋受付回数が月4000回超 ④月600回超かつ特定の保険医療機関の 集中率85%超の都市部の保険薬局
	調剤基本料3（イ）	25点	グループ内で 月3.5万回超～40万回以下かつ ①集中率85%超 ②特定の保険医療機関と不動産の取引等の特別な関係
	調剤基本料3（ロ）	20点	グループ内で 月40万回超かつ ①集中率85%超 ②特定の保険医療機関と不動産の取引等の特別な関係
	調剤基本料3（ハ）	37点	グループ内で 月40万回超かつ集中率85%以下
	特別調剤基本料A	5点	保険医療機関と不動産取引等の特別な関係を有し、 集中率50%超の保険薬局
	地域支援・ 医薬品供給対応体制加算1	27点	後発医薬品の調剤数量が85%以上の保険薬局で、 地域における医薬品の安定供給を確保するために 必要な体制を有している
	地域支援・ 医薬品供給対応体制加算2	59点	基本料1を算定し、 加算1の要件を満たしている保険薬局で、 地域医療への貢献に係る体制や十分な実績がある
●	地域支援・ 医薬品供給対応体制加算3	67点	基本料1を算定し、 加算1の要件を満たしている保険薬局で、 地域医療への貢献に係る体制や相当の実績がある
	地域支援・ 医薬品供給対応体制加算4	37点	基本料2又は3を算定し、 加算1の要件を満たしている保険薬局で、 地域医療への貢献に係る体制や十分な実績がある
	地域支援・ 医薬品供給対応体制加算5	59点	基本料2又は3を算定し、 加算1の要件を満たしている保険薬局で、 地域医療への貢献に係る体制や相当の実績がある
●	連携強化加算	5点	災害・新興感染症発生時等の対応体制

当薬局の施設基準届出状況について

当薬局では以下の届出状況欄に●の記載がある項目について届出を行っております

●	バイオ後続品調剤体制加算	50点	バイオ後続品の使用促進に資する体制を有している保険薬局
	在宅薬学総合体制加算Ⅰ	30点	在宅患者への管理指導に関する算定実績があり、 時間外にも在宅業務に対応できる体制がある保険薬局
●	在宅薬学総合体制加算2	50点 又は 100点	在宅薬学総合体制加算Ⅰの要件を満たし、 無菌製剤処理加算、麻薬管理指導加算等の 算定実績がある保険薬局
●	電子的調剤情報連携体制 整備加算	8点	電子処方箋、電子薬歴等の利用体制の整備かつ マイナ保険証利用率 30%以上
	無菌製剤処理加算	69点	電子処方箋、電子薬歴等の利用体制の整備かつ マイナ保険証利用率 30%以上
	特定薬剤管理指導加算2	100点	電子処方箋、電子薬歴等の利用体制の整備かつ マイナ保険証利用率 15%以上
●	服薬管理指導料の注Ⅰ	45点 又は 59点	患者の希望する薬剤師が、 保険医と連携して服薬状況を一元的・継続的に 把握した上で服薬指導等を行った場合に算定
●	在宅患者医療用麻薬 持続注射療法加算	250点	在宅医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対し、 必要な薬学管理・指導を行った場合に算定
●	在宅中心静脈栄養法加算	150点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、 必要な薬学管理・指導を行った場合に算定
●	調剤ベースアップ評価料	4点	薬局で勤務する職員の賃金の改善を 図る必要な体制が整備されている
	門前薬局等立地依存減算	▲15点	都市部において、特定の医療機関への処方箋集中率が高く、 かつ近接して複数の薬局が立地している または、医療機関と同一建物、敷地内にある場合に 調剤基本料を減算